

公募型指名競争入札の執行について

大阪市港区長

山口 照美

令和7年7月1日

次のとおり公募型指名競争入札を執行する。

1. 案件名称	大阪市港区役所フロアマネージャー派遣業務
2. 契約期間	令和7年10月1日～令和9年9月30日
3. 仕様	別紙「仕様書」のとおり
4. 場所	大阪市港区市岡1丁目15番25号 大阪市港区役所庁舎内
5. 入札参加資格	次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められること。 (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者であること。 (2) 入札参加申出時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。 (3) 令和7・8・9年度 本市入札参加有資格者名簿(物品・委託)に種目「01:建物等各種施設管理-18:受付・案内-01:受付(庁舎・施設)」、「13:その他代行-07:人材派遣」のいずれかで登録されていること。 (4) 過去3年以内に、受付または案内業務の実績を有すること。 (5) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
6. 入札参加申請	入札参加を希望する者は、次の書類を各1部提出し、本市の入札参加資格の審査を受けなければならない。 ・公募型指名競争入札参加申請書兼誓約書 ・同種業務実績調書 ・一般労働者派遣事業許可証の写し、又は特定労働者派遣事業届出書の写し(変更届出書のみは認めない) ただし、仕様書及び参加申請書の交付は、当区ホームページからのダウンロードのみとする。 なお、申請書類は、入札参加申請期限までに受付場所に持参して提出しなければならない。
7. 入札参加申請受付期間	令和7年7月1日(火)から令和7年7月15日(火)までの本市の休日を除く、午前9時30分から午後5時00分まで(ただし、午後0時15分～午後1時00分までを除く)。また、受付場所については項目11に記載。
8. 質問事項の受付、締切、回答	(1) 仕様等に関する質問は、質問書(任意書式)を電子メールにより令和7年7月15日(火)午後5時00分までに送信すること。ただし、締切以降の質問は一切受付けない。また電話での口頭質問や持参、FAX、郵便等電子メール以外による提出は不可とする。 (2) 質問に対する回答は、令和7年8月22日(火)に当区ホームページ「入札契約情報」に掲載する。
9. 入札参加者の指名等	(1) 入札参加申請の提出書類により入札参加資格を審査し、合格した者に令和7年7月22日(火)に電話で通知する。通知された業者は、令和7年7月29日(火)までに、指名通知を取りに来ること。(受領場所については受付場所と同じ) (2) 入札参加資格審査の結果、不合格となった申請者には、令和7年7月22日(火)までに電話にて通知する。
10. 入札執行予定日時及び場所	令和7年8月5日(火) 10時00分 大阪市港区市岡1丁目15番25号 大阪市港区役所 6階 601会議室
11. 入札参加申請書等受付場所並びに質問等受付場所及びその他問合せ先	〒552-8510 大阪市港区市岡1丁目15番25号 大阪市港区役所 総務課(総務・人材育成グループ) (6階 61番窓口) 電話: 06-6576-9937 E-mail: minatonyuusatu-57@city.osaka.lg.jp

12. 入札に参加することができない者	(1)入札参加申請期限までに申請をしなかった者又は入札参加資格を認められなかった者。 (2)入札参加申請期限日より入札時までの間において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置中の者。 (3)入札参加申請期限日より入札時までの間において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者。
13. 入札方法	(1)入札書に記載する金額は、消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額とする。 (2)入札は、入札執行日時に入札執行場所に出席して行わなければならない。 (3)入札者は、提出済の入札書の書換え、引換え、撤回を行うことはできない。 (4)開札の結果、落札者がいないときには再度の入札を行い、再度、落札者がなければ、契約条件を変更せずに最低価格の者と価格交渉を行う。
14. 入札保証金	(1)入札保証金 免除 (2)契約保証金 要（ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は、免除する） (3)保証人 不要
15. 落札者の決定方法	(1)価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。 (2)予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者が2者以上あるときは、くじによる抽選により落札者を決定する。
16. 入札の無効	次の各号に該当する入札は無効とする。なお、無効となった際は、再度の入札がある場合は参加できない。 (1)契約規則第28条第1項各号に該当する入札 (2)地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設けた場合にあっては、最低制限価格より低い価格でした入札 (3)再度入札（2回目以降の入札）の場合にあっては、前回最低入札価格以上の価格でした入札 (4)本市が交付した入札書を用いないでした入札 (5)同一入札について、他の入札者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として入札したときはその全部の入札 (6)予定価格の事前公表対象事業にあっては、予定価格を超える価格でした入札
17. その他事項	(1)契約書作成の要否 要 (2)最低制限価格の設定 無 (3)この契約は、地方自治法施行令第167条の17に該当する長期継続契約案件である。 (4)落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。 (5)落札者は入札金額（税抜金額）にかかる経費内訳書（時間単価のわかるもの）を速やかに提出すること。 (6)入札参加申請等の手続きに関する全ての費用は、入札参加申請者の負担とする。また、提出された書類は、一切返却しない。 (7)入札参加者は、事業予定者決定後において、この募集要項の内容について、不明又は、錯誤を理由に異議を申し立てることはできない。